東日本大震災　復興加速化のための第 14 次提言

～復興への挑戦は国の未来に向けた「投資」～

令 和 ７年 ６月 ３日

自　由　民　主　党

公　　明　　党

はじめに 1
Ⅰ. 原子力事故災害被災地域 5
１　廃炉に向けた取組み 5
（１）東京電力福島第一原子力発電所の廃炉 5
（２）ALPS 処理水の処分 8
２　中間貯蔵施設・復興再生利用・指定廃棄物等 10
３　帰還等の促進に向けた環境整備 12
（１）特定帰還居住区域および帰還困難区域 12
（２）さらなる帰還・移住の促進 14
（３）交流・関係人口の拡大 16
（４）観光の振興 17
４　事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 18
（１）福島国際研究教育機構 18
（２）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 21
（３）農林水産業の再建 24
５　原子力損害賠償 26
６　風評払拭・リスクコミュニケーション 27
Ⅱ. 地震・津波被災地域および共通の課題 30
むすび 33

はじめに

東日本大震災から 14 年が経過した。

「福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし」との決意の下、与党として被災者の方々に寄り添いながら、東日本大震災からの復興に全力で取り組んできた。

（現状認識）

震災からの復興は、着実に進んでいる。地震・津波被災地域では住まいの再建や復興まちづくりが概ね完了し、産業やなりわいの再生も進展している。原子力事故災害被災地域では、令和５年 11 月までに特定復興再生拠点区域における避難指示がすべて解除され、「特定帰還居住区域制度」に基づく計画が順次認定されるなど、住民の帰還に向けた取組みが進められてきた。廃炉は、昨年９月に燃料デブリの試験的取り出し着手という節目を迎えた。

しかしながら、原子力事故災害被災地域では、復興が進んだ地域がある一方、避難指示が解除されたばかりであり、まだ復興のスタートラインに立ったばかりの地域もあるなど状況はさまざまであり、福島の復興は長い戦いが続く。後者の地域についても、生活のしやすさを実感でき、希望の持てる暮らしを実現できるよう積極的に取り組み、復興を加速させる必要がある。

現場の課題を丁寧に把握し、既存の施策や概念にとらわれず、政府の政策資源を総動員して集中的に取り組み、柔軟な発想で地域の実情に応じて必要な施策を新たに展開し、将来に希望を持てるよう道を切り拓いていかなければならない。

（第 14 次提言の意義）

第２期復興・創生期間も残すところ１年となり、本年６月には次期の復興・創生期間の「基本方針」が見直され、次期の復興・創生期間の予算・財源・組織や、令和８年度予算等の方向性が示される予定である。なお残る復興の課題に対して、被災地の方々が安心して取り組むことができるよう、復興庁の司令塔機能のもと、第 13 次提言の実現に向けて引き続き取り組むことを政府に求めるとともに、第 14 次提言において、具体的かつ実効性のある施策を示す。

（分野別の方向性）

長期的課題である廃炉は、今後より本格的な段階に移行するところ、安全性を最優先に進めるとともに、持続的な体制を確保する必要がある。中間貯蔵施設の除去土壌についても、国民の理解・信頼を醸成し、復興再生利用の案件創出と拡大に取り組むとともに、2045 年までの県外最終処分に向けた道筋をつけていかなければならない。帰還に加えて、移住・定住や観光促進、そして交流・関係人口等の拡大にも効果的に取り組む必要がある。

帰還困難区域では、帰還意向のある方に帰還いただくため、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組みを着実に進めていくとともに、住民の方々の暮らしやすさを実現するためにも、安全確保を前提とした活動の拡大が求められる。「区域から個人へ」という発想の転換のもと、個人の被ばく線量を踏まえつつ活動を自由化していくことや、森林の再生を進め、里山を含む生活環境を回復させていかなければならない。

地域の賑わいを取り戻すために、事業・なりわいの再建や産業集積、農林水産業の再建にも引き続き力を注ぐ必要がある。共通の課題として、風評の払拭に向けた科学的根拠に基づくリスクコミュニケーション等の取組みを強

力に推進するとともに、特に農業分野では、地域主導による営農の再開・広域的な産地形成、新たな担い手の確保、スマート農業など先進技術の導入による生産性向上などを通じて、再建を一段と加速させていくことが求められる。

さらに、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構（F-REI）が、研究開発と産業化を本格稼働し、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引するに至るよう磨き上げなければならない。福島イノベーション・コースト構想の新たな「青写真」に示された絵姿の実現に向けて、政府・関係機関が総力を挙げて取り組み、自立的・持続的な産業発展を実現しなければならない。これらは、被災地が未来を切り拓く象徴的な取組みである。こうした挑戦を通じて、福島が「被災地」から「新しい価値を創造する地」へと生まれ変わる歩みを全力で進めていく必要がある。

（財源確保）

次の５年間は、復興に向けて第２期復興・創生期間以上に力強く取り組んでいかなければならない極めて重要な期間となる。昨今の物価や人件費の高騰などに加え、新たな政策課題も踏まえ、福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の５年間の全体の事業規模が今の５年間を十分にかつ確実に超えるものとすることが必要である。政府・与党が一体となって、ここに提言する取組みを遂行し復興をしっかりと進めるに十分な財源を、引き続き、責任を持って確実に確保していく。

（結語）

本提言は、現場主義と政治のリーダーシップのもとで、被災地、そして被災者に寄り添いながら、次の５年間で何としてもこれらの課題の解決に向けた道筋をつけ、復興を力強く推進することを目指す決意を改めて表明するものである。復興が本格化する地域の歩みを途切れさせることなく、政府・与党が最後まで責任を持って復興を成し遂げ、未来へと踏み出すための道筋を示すとともに、その後の持続可能な発展につながる基盤づくりを促すものである。

Ⅰ．原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要である。引き続き国が前面に立って、これまで蓄積された知見を活かしてこれから正念場ともいえる課題に取り組む必要がある。ふるさとの恵みを取り戻し、新たな産業を興すとともに、移住者を含めてまちに人が戻ることを目指して、地域によって大きく異なる状況も踏まえて復興を着実に前に進めていく。

１　廃炉に向けた取組み

（１）東京電力福島第一原子力発電所の廃炉

○　昨年９月、東京電力は、福島第一原子力発電所２号機における燃料デブリの試験的取り出しに着手し、中長期ロードマップにおける「第３期」に移行した。これにより、福島第一原子力発電所の廃炉作業は、今後、より一層重要な局面へと移っていくこととなる。東京電力は、福島第一原子力発電所の廃炉をはじめ、福島復興への責任を果たすために存続を許された会社であることを改めて自覚し、安全かつ着実な廃炉に向けて、安定した経営基盤の構築を通じて、廃炉を担う持続的な人的体制を整備するとともに、賠償・廃炉に不可欠となる資金の持続的・安定的な確保を進めること。

○　また、今後、より本格的な廃炉作業の段階へと移行し、長期・高線量の作業環境となる中、住民が安心して帰還できるよう、これまで以上に周辺環境や作業員に対する安全確保を最優先に廃炉作業を進めること。具体的には、経営層のコミットのもと、協力企業も含めた作業体制全体のガバナンスの強化、作業ルールの点検と再徹底、設備対策等に取り組み、常に緊張感を持って安全を確保し、廃炉作業に万全を期すこと。加えて、東京電

力は、誠実な姿勢を持って、丁寧な説明を行うこと。国も、引き続き東京電力を適切に指導すること。

○　「復興と廃炉の両立」を大原則として、廃炉・汚染水・処理水対策を、世界の叡智を結集して、安全かつ着実に前に進めること。東京電力は、地域の方々の不安に真摯に向き合い、地域とともに廃炉を進めるとの意識を一層強く持ち、住民や地元企業とのコミュニケーションに注力しながら、信頼回復に努めること。また、国民全体にも、廃炉の必要性、安全かつ着実に進めることの情報発信に努めること。

○　今後段階的に規模を拡大していく燃料デブリの取り出しについて、東京電力は、協力会社任せにせず、引き続き自らが全作業に責任を持って取り組むよう、万全の体制を敷き、細心の注意と高い緊張感を持って作業にあたること。また、試験的取り出しや原子炉内の調査を確実に進め、今後の廃炉作業を進める上で不可欠となる炉内状況の把握に努めること。加えて、ロボットアームによる調査・取り出しを含め、試験的取り出しの作業によって得られた知見を活かしつつ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構および東京電力において検討されている、取り出し量を拡大していくための工法を具体化していくとともに、それに応じた研究開発を的確に実施していくこと。国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構および東京電力は、これらの取組みを通じて徐々に得られる情報や経験に基づいて、今後の廃炉の全体像や技術的な見通しについて議論を深めていくとともに、具体的な進捗について適切に情報発信していくこと。

○　福島第一原子力発電所の廃炉作業は、世界にも前例のない、技術的難易度の高い作業である。国、日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力が一体となり、内外の技術的知見を集めた技術開

発を推進するとともに、廃炉を通じたイノベーションを促進すること。あわせて、長期にわたる廃炉作業が持続的に進められるよう、産業サプライチェーンの構築、資金確保といった課題に対処するため、長期的視野に立って、体制構築に向けて取り組んでいくこと。

○　東京電力は、廃棄物や燃料デブリの適切な保管・管理を行うこと。また、国、日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、人材育成・確保や施設整備を含めて、廃棄物や燃料デブリの性状分析を行う体制を構築・整備し、処理・処分方法の具体化に向けた性状分析を着実に行うとともに、長期的な取組みとなるそれらの保管・管理、処理・処分に向けて検討を進めること。

○　廃炉作業は地元企業の協力なくして成り立たない。東京電力は、国とともに、製造業・建設業のほか関連する幅広い業種へ協力の裾野を拡大させ、廃炉工程の進捗に伴って必要となる新たな事業や技術についても、あらかじめ地元企業に対し密に情報提供し、廃炉にまつわる経済効果を地域に浸透させること。

○　同時に、廃炉を支える人材の確保・育成は急務である。国、日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、大学を含めた関係機関とともに、研究開発基盤の整備を着実に実施し、福島国際研究教育機構とも連携して、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が廃炉や復興に関わることを通じ、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材を育成していくこと。この際、地元教育関係者・企業関係者とも連携し、地元出身者をはじめとして誇りを持てる廃炉現場となるよう、廃炉の現状や意義に関する理解醸成・情報発信を行うこと。

（２）ALPS 処理水の処分

○　2023 年８月から開始されている ALPS 処理水の海洋放出については、廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するためにも安全に完遂しなければならない。ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉および ALPS 処理水の処分が完了するまで、国および東京電力が全責任を持って取り組んでいく必要がある。

○　東京電力、環境省、水産庁が実施している海水や魚のモニタリングの結果から、ALPS 処理水の海洋放出がこれまで計画通りかつ安全に実施されていることが確認されており、また、モニタリングデータは国内外に説明・公表されている。

今後長きにわたる海洋放出の完了まで全責任を持って取り組むうえで、引き続き、IAEA による第三者の立場からの確認を継続しつつ、常に緊張感を持って安全性の徹底確保と、トリチウムの特性やモニタリングデータ等、科学的根拠に基づき、放出の進捗も含めて、透明性ある情報発信に取り組むこと。

また、これまで、福島をはじめとした漁業者の方々が、復興に向けて懸命の努力を重ねてきた結果、徐々に風評の払拭が進んできたことを忘れてはならない。引き続き、政府は、漁業者をはじめ、関係者の不安や懸念をしっかり受け止め、丁寧な説明・対話等を図るとともに、広く国民の理解を得ていくこと。

○　海洋放出が開始されて以降、魚価の大幅な低下などの風評影響が生じているという声は聞かれていないが、一部の国・地域による輸入規制の強化により、一部の魚種については価格の低下が起きている。日本産水産物等の輸入規制の強化は科学的根拠に基づかないもので全く受け入れられず、極めて遺憾である。引き続き、ALPS 処理水の海洋放出に伴うものをはじ

め、輸入規制の即時撤廃を政府一丸となって強く求めていくこと。また、ALPS 処理水放出に伴い影響を受けたホタテなどの魚種について、禁輸措置、国の支援、賠償の状況を注視しつつ、市場動向等の調査・分析を行いながら、必要な対応を行うこと。一方、被災地の漁業者からは、海洋放出の影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声が上がっている。このため、福島県および近隣県で漁業を継続できるよう、がんばる漁業・養殖業復興支援事業等による支援に取り組み、生産・加工・流通・消費の各段階における対策を行うことで、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図ること。

○　長期にわたる ALPS 処理水の放出による将来への不安・懸念を払拭するため、引き続き、ALPS 処理水の影響が続く限り、全国の漁業者が将来にわたり安心して漁業を継続できるよう、必要な支援策を継続していくこと。

○　具体的には、「水産業を守る」政策パッケージや関連する予算事業を活用し、漁業者に対する事業継続基金の支援に加え、水産物の一時的買取り・保管や、「三陸・常磐もの」をはじめとする水産物の国内消費拡大、代替輸出先の確保など、必要な対応を実施し、全国の水産業支援に万全を期すこと。これらの支援策を講じてもなお損害が生じた場合、東京電力が適切かつ迅速に賠償を実施するよう、東京電力をしっかり指導していくこと。

○　これらに加え、被災地の農林水産品の魅力発信や、国内外からの観光誘客や交流人口拡大に向けて、海業やブルーツーリズムなど、効果的な取組みを実施すること。

○　さらに、今回提言した対策にとどまらず、今後とも、関係者へのヒアリングなどを通じ、風評による影響を継続的に調査し、必要に応じた対策を、機動的かつ躊躇なく実施することを求めていく。

○　トリチウムの半減期効果を考慮した処分方法・保管方法の検討を進めるとともに、トリチウム分離技術について、最新の技術革新を継続的に調べ、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこと。

２　中間貯蔵施設・復興再生利用・指定廃棄物等

○　中間貯蔵施設については、引き続き、安全第一を旨として、特定帰還居住区域等で発生する除去土壌等の搬入等、着実に進めること。

○　福島県内除去土壌等については、2045 年３月までの県外最終処分の実現に向けて、国として責任を持って取り組んでいくことが必要である。

○　復興再生利用については、政府が率先して理解醸成のための実績を着実に重ね、ALPS 処理水の前例を踏まえても、「使われることが普通」な状況をつくっていくことが重要である。こうした考えの下、まずは官邸や中央官庁の花壇等における利用を検討するなど、政府が率先して除去土壌の復興再生利用を進めつつ、復興再生利用の案件創出を段階的に拡大していくこと。

○　復興再生利用の案件創出と連携しつつ、復興再生利用の必要性・安全性等について、科学的根拠に基づき、政府が一丸となって、正確でわかりやすい情報発信を行うこと。また、理解醸成に向けては、一般の方への分かりやすい説明が重要であり、先般、環境再生に係る新しい広報拠点が設置されたことも踏まえ、現在実施されている中間貯蔵施設等の現場見学の内

容の充実も含め、更なる効果的なリスクコミュニケーションの方法を検討すること。さらに、基準を満たし、再生利用可能な土は資源であり、リスクコミュニケーションの観点から、その呼称のあり方を検討すること。

○　福島県内除去土壌等の最終処分については、政府が先般とりまとめた「県外最終処分に向けたこれまでの取組みの成果と 2025 年度以降の進め方」に沿って、最終処分等に関する技術的・社会的観点からの検討を進めるとともに、最終処分場の候補地の選定・調査に向けた候補地選定プロセスの具体化を着実に進めること。

○　福島県内の指定廃棄物等の処理については、地元の信頼確保と安全・安心の確保に努め、既存の管理型処分場を活用した埋立処分等を進めること。

○　福島県外の除去土壌については、令和６年度末に除去土壌の処分基準が策定されたことを踏まえ、その処分が円滑に進むよう、地元に寄り添いながら、国として責任を持って支援すること。

○　福島県外の指定廃棄物については、原子力事故災害被災地域における課題の一環として、地元の意向も踏まえ、とりわけ民有地において保管されている指定廃棄物について、その保管者の負担軽減を図りつつ、最終処分に向けた取組みを引き続き加速すること。また、基準値以下の農業系廃棄物等の処理も引き続き促進すること。

３　帰還等の促進に向けた環境整備

（１）特定帰還居住区域および帰還困難区域

（特定帰還居住区域）

○　特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）の避難指示解除に向けた与党からの提言を受け、2020 年代をかけて帰還困難区域にある自宅への帰還の意向がある住民の方々が一人残らず帰還できるよう取組みを進めていくため、「特定帰還居住区域制度」に基づく計画が順次認定され、除染・インフラ整備等が進められるとともに、第２回目の帰還意向調査を実施する自治体も出てきている。

○　2020 年代における住民の帰還を実現するためにも、避難生活が長期にわたっている現状および住民一人ひとりのライフステージや生活実態が多様である現状を踏まえたうえで、住民一人ひとりに寄り添い、引き続き、個別に丁寧な帰還意向の把握を行うこと。また、より丁寧かつ速やかに確認を行うことができるよう、地元自治体との協議を踏まえつつ、個別確認等必要な対応を検討すること。

○　営農再開についても住民の意向を確認し、地元自治体とも協議を行いながら必要な対応を進めること。その際、帰還後の持続的な営農を実現するために、水利施設などの環境整備や維持管理の体制確保を含め農地の取扱いをより明確化するとともに、帰還者が必要とする施設利用や農機具など営農再開に向けた支援についても協議していくこと。

○　復興拠点区域外にある自宅に帰りたいと願う方々の帰還が一日でも早く実現するよう、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、可能な限り早期かつ着実に除染等を実施するとともに、居住・生活に必要なインフラについては、整備を進めていくにつれて新たな課題も判明しうることから、関

係主体が連携して実態をきめ細かに把握し、特定復興再生拠点区域の整備状況も踏まえつつ、除染と一体での補修、整備等について、福島再生加速化交付金等を活用して、必要に応じて弾力的に対応すること。

○　そのうえで、帰還意向のある方に早期に帰還いただく観点から、地元自治体の意向を踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除していくこと。

○　以上の取組みを実施するため、政府は必要な予算を措置する。その際、これらの取組みは、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、特定帰還居住区域への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、国の負担において行うものとし、必要な財源は、復興施策およびエネルギー施策の中で確保すること。

(帰還困難区域：「区域から個人へ」)

○　帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ、空間線量率等の状況や住民の声を踏まえ、地域の実情に応じた放射線防護対策の取組みを柔軟に講じるとともに、十分に地元自治体と協議しながら、帰還困難区域において、バリケードを開放するといった立入制限の緩和を行うこと。

○　また、帰還困難区域においても、安全を大前提に、森林整備をはじめとする活動を再開していくとともに、周辺住民の以前のような暮らしやすさを実現する必要がある。このため、次の５年の中でどこまでできるか検討すること。例えば、活動の解禁を進め、「区域から個人へ」という考え方のもと、個人線量ベースでの安全確保を大前提に、活動を自由化していく

ことも検討すること。特に、個人が日々の暮らしを送る中での里山の恵み等を享受できるよう、手つかずの森林においてもこうした取組みを進めていくこと。

(残された課題)

○　残された土地・家屋等の扱いについても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域の計画認定に伴い、除染および避難指示解除の対象範囲が明らかになってくる。実際に、除染作業や家屋の解体についても進捗が見られる。引き続き、その進捗にあわせて、国は、地元自治体と丁寧に協議・検討を進めること。

○　たとえ長い年月を要するとしても、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示しており、与党も政府と一体となって取り組んでいく。

（２）さらなる帰還・移住の促進

○　避難指示解除後、期間が経過し、復興が進んだ地域がある一方、解除されたばかりであり、まだ復興のスタートラインに立ったばかりの地域もある。このように状況が様々である中、生活のしやすさを実感でき、希望の持てる暮らしを実現できるよう集中的に取り組み、復興を加速させていく必要がある。

（生活環境整備）

○　特定復興再生拠点区域（復興拠点）は、全て避難指示が解除されたが、生活環境整備は道半ばであり、特定帰還居住区域に今後帰還する方にとっても重要な役割を持つことを踏まえ、必要な対応を行っていくべきである。復興拠点をはじめとする地域における住宅・教育・医療・福祉・買い

物環境・移動手段などについて、住民が安心して帰還・移住でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備に向けて、引き続き、福島再生加速化交付金等の活用により対応するとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、県や市町村とともに、自治体ごとの枠組みにとらわれることのない、広域的で持続可能な復興に向けた取組みを具体化していくこと。その際、女性など地域の人口が減少している現状も踏まえ、子育て世帯などが暮らしやすい生活環境整備に配慮すること。

○　避難指示の解除時期等によって大きく異なる地域の実情も踏まえながら、各地域の住宅ニーズに応じた支援等を行うこと。

○　福島県が福島県立医科大学の附属病院として整備を進める「双葉地域における中核的病院」について、医療人材確保や診療体制、医療 DX も活用した地域医療機関との連携について具体化を進めるとともに、持続的な運営が可能となるよう開設に向けて必要な支援を行うこと。

○　被災者の高齢化、避難の長期化等、被災者を取り巻く環境が変化する中、心のケア、見守り相談支援をはじめとする被災者支援にしっかりと取り組むこと。

○　教育については、創造的教育復興の実現に向けて、これまでにも探究学習の推進や、教員加配、スクールカウンセラー等の配置による教育環境の充実などにより成果を上げてきているが、今後一層の人材育成の観点から、福島国際研究教育機構との連携を通して、先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供、関心の醸成などの取組みを進めること。

（移住・定住の促進）

○　帰還促進に加えて、移住を促すことが必要である。地域によって大きく異なる現状や、移住者の状況を分析した上で、12 市町村移住支援センターの機能を強化するとともに、効果的な施策を展開し、対象地域全体として移住・定住を促進すること。

○　復興拠点をはじめとする地域の人口回復および地域経済の牽引に向けて新たな活力を呼び込むため、地域おこし協力隊等で生まれた好事例も参考にするべきである。

○　第２期復興・創生期間以降も引き続き国がそれぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら現場の最前線で復興の取組みを強力に推進するために必要な体制を現地に整備すること。

（３）交流・関係人口の拡大

○　福島浜通り地域に賑わいを取り戻すためには、帰還や移住・定住の促進のみならず、二地域居住、交流・関係人口の拡大を進める取組みも必要である。

○　地域の社会課題解決のフロンティアでの自由なチャレンジに魅力を感じ、県外からの移住や創業を決意する若者や女性、新規立地を決断する企業も出てきている等、「関係人口」ともいえる活動が活発化している。「関係人口」は、地域の消費拡大に貢献するのみならず、重要な復興の担い手でもあり、移住・定住に繋がるステップとしての期待も踏まえ、この拡大に力を入れていくべきである。万博で多くの関心が集まったこのタイミングにこそ、福島の復興に共感する人々を地域に一層呼び込むために、関係人口の拡大に資する活動を後押しするとともに、域内外の民間事業者とも

連携し、自治体の垣根を越えた広域的な連携により一体的なブランディングを進め、誘客コンテンツの掘り起こし、作成、磨き上げや、教育旅行を含めた誘客に資するツアー、芸術・文化の活用等の新たな地域コンテンツの発掘や深堀りなどをさらに進めるとともに、政府全体の施策の活用や新規施策の検討も含め、より効果的な形で強化し、根付かせ、自立的・持続的な交流・関係人口の拡大につなげること。

○　福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設の現場見学は、インバウンドを含め多くの人が関心を有することから、リスクコミュニケーション・理解醸成のための情報発信の観点のみならず、交流人口等の拡大の観点も含めた対応を検討すること。その際、廃炉作業等の現場作業への負担にならないよう工夫をすべきである。

（４）観光の振興

○　福島県には、国内外の人々を魅了する素晴らしい「自然、気候、文化、食」が揃っており、こうした魅力ある資源を活用して観光の取組みを進め、交流人口を拡大させることが、地域活性化、ひいては福島の復興につながる。しかしながら、福島県の訪日外国人延べ宿泊者数は、被災３県の中でも伸びが小さくなっている。また、日本人も含めた観光入込客数では、特に浜通り地域の回復が遅れている。教育旅行については回復しつつあるものの、震災前を大幅に下回っている状況にある。こうした状況を踏まえ、持続的な観光を推し進めるため、課題を分析し、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進すること。

○　また、福島県における観光関連復興支援事業などの活用により、浜通りの復興を観光資源としたホープツーリズムをはじめ、地域の伝統文化・食、ナショナルサイクルルートの指定を目指して整備が進む「ふくしま浜

通りサイクルルート」等を生かした滞在コンテンツの充実・強化、多言語対応などの受入環境の整備、誘致活動などのプロモーション強化などの取組みを進め、国内外からの誘客に取り組むこと。

○　これらとあわせて、政府全体の施策を活用して、福島の魅力ある様々な観光資源の高度化、福島空港の活用や観光地の二次交通の整備、会議やイベントの誘致などに取り組むとともに、福島のみならず東北各地を周遊する広域的な観光ルートへの誘客を促進するため、複数空港の活用等の広域連携や、情報発信の強化等に取り組むこと。また、これらの取組みにより、福島のみならず東北全体が将来にわたって魅力的な観光地となるよう、引き続き支援を行うこと。

４　事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建

（１）福島国際研究教育機構

○　第９次提言において、福島復興の大きな原動力となる「福島イノベーション・コースト構想」の具現化を通じた産業発展を図るとともに、「福島イノベーション・コースト構想」を更に発展させ、産業創出につながる研究開発等の中核・司令塔となる機関の設置を提言した。

○　その後の与党の累次の提言によって具体化が進み、福島国際研究教育機構（F-REI）が設立され、研究開発や研究者等の採用も開始されるなど、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す、第一歩を踏み出した。また、施設整備についても、本年度から敷地造成工事に本格的に着手し、本施設等の供用開始時期については、できる限り前倒しすることとしている。

○　「創造的復興の中核拠点」への歩みを確かなものとするため、まずは、F-REI の第１期中期目標期間（令和５年４月～令和 12 年３月）の７年間で１千億円の予算規模（施設整備費を含まない）を確保すること。さらに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引する研究機関として自立していくことを見据え、他の研究機関の例も参考にしながら、研究者にとって魅力的な研究環境を実現するための予算や柔軟な執行のあり方、組織のあり方について、復興庁が中心となり検討すべきである。引き続き、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、の５分野の取組みについてしっかりと支援すること。また、⑤「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」については、今後起こり得る大規模災害への対策に資するよう取り組むこと。F-REI に統合された福島ロボットテストフィールドでは、ドローンやロボットの機器開発のみならず、引き続き各種消防訓練や災害訓練等でも活用されるようにすること。

○　F-REI の第１期中期目標期間において最も力を注ぐ必要がある課題は、国内外の卓越した研究人材を確保することである。F-REI は、委託研究を中心とした体制から、50 程度の研究グループによる F-REI 自らの研究体制に移行するため、国際競争力のある給与体系を構築し、若手や女性、海外人材など多様な人材確保を図り、数百人規模の国内外の優秀な研究者等が浜通り地域等において研究開発等の活動に参画する姿を目指している。また、F-REI は、福島工業高等専門学校や福島県立医科大学、東北大学をはじめとする関係大学等と連携した次世代人材の育成や子どもたちが最先端の研究に触れる機会の創出などにより、幅広い人材育成への貢献を目指している。現在、浜通り地域等では、県立ふたば未来学園中学校・高等学校などでの探究学習の推進、域内の小・中学校の再開などが進み、F-REI が目指す連続的な人材育成に寄与する環境も整いつつある。今後 F-REI が

本格的に稼働し、研究者等が集う場所となるためには、魅力的な研究環境の創出に向けて、本施設や生活環境の整備が急務である。本施設等の供用開始時期をできる限り前倒し、F-REI が雇用する研究者の研究開発の拠点とすること。また、研究者が定住するにふさわしい生活環境を整備し、他の研究機関に劣後しない体制を確立すること。さらに海外人材を呼び込むための世界トップレベルの研究機関と遜色ない支援制度や生活環境整備として、特に海外人材の生活環境をサポートする体制や知的財産など研究支援人材の確保等を進めるとともに、一流の研究者向け住宅供給の確保や、同伴家族や子女のための医療・教育環境の整備等を、ICT や規制改革の活用も視野に入れつつ、地元自治体や民間との連携・協力を得て進めること。

○　また、F-REI が分野横断的・融合的な福島の復興の進捗に応じたニーズや国際的な研究開発の動向等を反映した世界水準の研究を実施し、産業化や人材育成につながる成果を得るため、理事長の強いリーダーシップのもとでの質の高い研究開発の推進や効率的な研究体制の構築に必要な予算を確保すること。

○　F-REI は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献することを目指すものである。そのため、「福島イノベーション・コースト構想」の取組みとも連携しながら、研究開発に加え、その成果を生かした産業化の取組みを着実に進めるとともに、浜通り地域等をはじめ復興に取り組む地元地域、さらには福島をはじめ東北地方の人々が広く F-REI の取組みを理解し、そのメリットを実感できるよう、「実証の聖地」を目指しつつ、実証フィールド等として地域の農地・山林・未利用地等の確保・活用や、ロボット、農林水産業・食等の各分野に

関する地域企業や県外も含めた様々な主体との連携など、地域の課題解決や産業集積、人材育成等に資する取組みを着実に進め、地元地域のメリットを生み出すための方策を検討すること。

○　F-REI の業務運営の状況については、毎年度の業績評価等により、達成状況を適切に把握するとともに、必要に応じ改善の方策を検討し、「創造的復興の中核拠点」となることを着実に実現すること。

（２）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建

○　産業復興のビジョン・取組みについて、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定により、福島イノベーション・コースト構想のさらなる具体化の方向性を示すことで、浜通り地域等における自立的・持続的な産業発展の実現を目指すこと。青写真に示された絵姿の実現に向けて、重点６分野を前面に打ち出すとともに、これまで以上に福島相双復興推進機構などの関係する支援機関が連携し、「実証の聖地」を目指しつつ、地元の住民目線でも十分な成果を実感できるようフォローする体制を構築すること。福島復興における知見や好事例を積み重ね、地方創生 2.0 とも掛け合わせそれらを全国に普遍化するべく取り組むこと。

○　福島浜通り地域等が産業復興を果たし、2030 年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、継続して創業や経済効果等が期待できる県外からの企業進出が進み、地元企業や進出企業がいずれも持続的に稼げるような環境整備を進めて地域の稼ぎを牽引し、地域の実情や要望も踏まえて、浜通り地域等の産業集積が地域に定着し、広域・面的にも波及するものとしていくこと。

○　そのために支援機関が連携を強化し、先進的な企業のイノベーションを地場の中小企業にマッチングしていく必要がある。福島イノベーション・コースト構想推進機構は、実用化開発や人材育成等で支援した先端的な企業のニーズ等の情報を発信し、他の支援機関や中小を含む企業に届く状態を確保すること。それと連携して福島相双復興推進機構は、事業環境の厳しい地域における事業の再開、安定的な事業継続、さらには創業や経済効果等が期待できる企業進出の促進、地場のものづくり企業による共同・一括での受注の支援に取り組み、裾野の広いサプライチェーンの形成を進めること。

○　地域の人材確保の観点からも、広域連携の推進や、民間投資が促進される環境の創出等を通じて、イノベーションを最大限活用し、日々の暮らしにおいて、生活の利便性の確保や安心して暮らせるまちづくりを目指して、買い物困難者対策等、公共・生活サービスも含めた社会課題解決に向けた企業による取組みやコミュニティの一員としての貢献等を積極的に後押しすること。

○　あわせて、帰還する住民に加え、市町村の枠を超えた広域的連携の下で、移住者および交流・関係人口や企業等の担い手を拡大すること。

○　特に、若い世代をはじめ、多様な人々が集まって様々な課題・事業にチャレンジする、イノベーティブで暮らしやすく活力のある地域となるよう、スタートアップ等の取組みを推進すること。

○　地域の懸命な努力や支援策の効果もあり、福島イノベーション・コースト構想の重点６分野のうち、ドローン、ロボット、宇宙、医療機器・医薬品など新たな産業の芽が着実に出つつあるが、政府として、これらの６分

野のさらなる具現化をF-REIや地元企業・大学・高専等と連携する形で推進すること。地域の産業特性を生かし、地域の稼ぎを生み出すため、特色ある教育プログラムの実施などにより、構想を支える人材の育成や呼び込みを推進すること。福島イノベーション・コースト構想推進機構のもと、ドローン特区による規制改革や、本年4月にF-REIに統合された福島ロボットテストフィールド等の「強み」を生かしつつ、例えば空飛ぶクルマ、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備に繋がるものも含め、実用化開発や実証の誘致等を通じ、日本あるいは世界の課題解決に貢献する先進的な取組みを行うスタートアップを含む企業を呼び込み、産業集積の求心力を高めること。

○　2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた意欲的な取組みを福島県で先行的に推進し、水素を中心に風力やバイオマスを含め、福島県浜通りを中心とした地域を再生可能エネルギー社会の先進地にするべく「福島新エネ社会構想」の高度化・具体化を図ること。こうした取組みを、関係省庁や県、地元自治体、F-REI、地元企業、大学で連携して推進し、2024年９月に策定した「福島新エネ社会構想加速化プラン2.0」に基づき、阿武隈エリアにおける共用送電線を活用した風力発電の更なる導入促進やペロブスカイト太陽電池の先行活用、地域の木材等の資源の有効活用や、企業の誘致、特色あるまちづくりを進めていくこと。特に、その中核となる福島水素エネルギー研究フィールドについては、引き続き、地域での活用の見通しを地元の意見を踏まえつつ具体化していくとともに、需要・供給の両面からコスト等の課題の解決策を関係省庁において連携して検討し、民間主体による実用化や地域における産業集積の実現に向けた取組みを着実に進めること。

○　拠点間を結び各地域の復興を促進しつつ、広域的な効果を発揮させるため、避難指示解除の遅かった地域をはじめ、必要な道路インフラ整備に取り組むこと。

○　復興特区税制が令和７年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和７年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。

（３）農林水産業の再建

○　次の５年間で、福島県の農林水産業の復興を大きく前に進めるべく、農林水産業のそれぞれの分野において、スマート化やブランディング、規制緩和等を大胆かつ強力に推進する必要がある。

○　農業については、第 10 次提言で示した、令和７年度末までに約 10,000ha の営農再開目標の着実な達成を図り、更に次の５年間で残された課題を的確に捉えて営農再開を加速化する必要がある。令和 12 年度末までに営農可能面積の 75%に該当する約 11,000ha の営農再開を新たな目標とし、その実現に向けて、地元の取組みを力強く、責任を持って後押しすること。

○　これ以外にも次の５年間で農業の再建を確実に成し遂げるために、幅広く目標を設定するとともに、第 13 次提言で示した農地の集積・集約化、大区画化、省力化や広域的な産地形成を図るとのビジョンの具体化に向けて、農業者の意向を踏まえた農業生産を可能とするための方策を進めるとともに、そのビジョンを実現し、全国共通の農業課題の解決へのモデルと

なるよう、次の５年間で関係省庁、地元自治体、農業関係団体等が連携し取り組むこと。特に、重要な役割を担う福島県やJAグループが、主体的な取組みを着実に実行できるよう検討すること。その際、営農再開の加速化と広域的な産地形成の推進のため、地域の実情に応じてハード事業とソフト事業を幅広く一体的・機動的に実施できるようにするための措置を講じること。

○　ICT等の先端技術を活用したスマート農業の推進・定着に向けて、福島県において、例えばロボットトラクタ等の公道走行に係る課題を解決した上で実用化を進めるなど、関係省庁が連携して取り組むこと。

○　高付加価値産地展開支援事業など営農再開の様々な支援事業を効果的に活用し、施設の整備や農業用機械の導入による広域的な産地形成を、これまで整備してきた既存施設等の活用率向上及びハード支援の効果検証も行いつつ、更に推進すること。

○　ビジョンに基づく広域的な連携の下での取組みにより、選ばれる福島県産農産物となるよう、長期安定出荷やサプライチェーンの構築等、流通段階のニーズに対応できる競争力の高い産地形成を図ること。

○　避難指示解除が遅かった地域など、それぞれの現況が大きく異なることから、野菜価格安定制度の特例を設け、小規模農家を含めた産地づくりを進めること。

○　林業については、震災以降、荒れ果てたふるさとの恵みを取り戻していくため、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保や整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直しなどの

条件整備を進めた上で、早期に間伐や路網といった具体の整備目標を定めて、本格的な復旧に着手すること。その際、地元自治体や森林関係団体との連携及びリスクコミュニケーションを丁寧に行うこと。

また、福島等の森林・林業・木材産業の再生に向けて、引き続き、ふくしま森林再生事業、良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた里山・広葉樹林再生プロジェクト等、川上から川下までの取組みを進めること。加えて、万博の大屋根リングにおける福島県産木材の活用に倣い、中高層公共建築物における福島県産材の活用を図ること。このため、公共建築物の建築予定に係る情報や、大断面集成材等の活用可能な県産材の製品情報を各省庁間で共有すること。

○　水産業については、福島の漁業の水揚金額は震災前の４割まで回復している一方で、水揚量は震災前の４分の１程度に留まる。また、海洋環境の変化による主要水揚魚種の変容などへの対応も課題となっている。このような状況を踏まえ、福島をはじめとする被災地の水産業の本格復興の実現に向け、がんばる漁業・養殖業復興支援事業をはじめ、担い手確保事業、スマート水産業の推進等の生産対策を継続するとともに、加工・流通・消費のそれぞれの段階における効果的な対策を講じること。また、「常磐もの」の市場回復を定着させるため、引き続き販路の回復、消費拡大を進めること。あわせて福島県の漁業の本格的な再生に必要な調整が進むよう取り組むこと。

５　原子力損害賠償

○　福島における原子力事故災害が、わが国が過去に全く経験したことがない、きわめて厳しい事態をもたらし、福島の生活基盤や産業社会の根底を揺るがす重大な影響を与えたことを改めて重く受け止める。

○　損害がある限り賠償するという政府方針の下、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評被害および一部の国・地域の輸入規制強化に伴う被害等への対応や 2022 年の中間指針の見直し（第５次追補）を受けた追加賠償の実施も含め、引き続き、被害者の方々に寄り添い、被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うこと。加えて、広報等の取組みを実施し、賠償の貫徹に向けて取り組むこと。

６　風評払拭・リスクコミュニケーション

○　今後の復興の完遂のためには、風評払拭・リスクコミュニケーションが果たす役割は極めて重要である。「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等を踏まえ、除去土壌の復興再生利用をはじめとする諸課題について、リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理しつつ、各分野における検討結果をもとに「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において施策パッケージを取りまとめること。また、必要に応じて専門家の意見も踏まえながら、リスクコミュニケーションを一層強化し、SNS 等における偽・誤情報への対処も含めより効果的な情報発信とするなど、次の５年間で風評を完全に払拭するという意気込みで政府一体となって取り組むこと。

○　ICRP など国際機関による議論やこれまで蓄積されてきた科学的知見に基づき、社会的・経済的要因を考慮した対応を行っていくこと。例えば、公衆の被ばく線量の管理の基準値である年間追加被ばく線量１ミリシーベルトは、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではない。こうした、それぞれの基準値が根ざす考え方や放射線の健康影響などの科学的根拠に基づき、震災直後に設定された基準等の現時点における妥当性の検証など必要な対応を行うこと。また、安全性を確保しつつ社会的・経済的な恩恵を得るという意義を、リスクコミュニケーションや風評払拭も含

めた施策を実施するに当たっての基本的な考え方として入れ込むこと。それらに基づき、国内外の人々へのわかりやすい情報発信を含むリスクコミュニケーションに取り組むこと。

○　食品等の基準値や出荷制限等の規制については、既に震災から 14 年が経過した中で、いまだに、福島県に限らず広範囲にわたって、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みが、国際的な基準値を大幅に下回るにも関わらず、我が国の基準値を少しだけ上回ることにより出荷等が制限され、原木も伐り出せないことから、山のなりわいが成り立たず、廃業する者も出てきている。これが山の荒廃にもつながっている。このため、ICRP が提示する ALARA の原則、すなわち、被ばくの生じる可能性、被ばくする人の人数、個人の被ばく線量について、経済的および社会的要因を考慮に入れた上、合理的に達成できる限り低く保つという考えに沿って、山の恵みを取り戻すという観点から、現時点におけるその妥当性を検証していくことが重要である。このため、震災後に設定された食品中の放射性物質に関する極めて厳格な基準値について、設定の背景を明らかにしつつ、これまでの国際的な議論や蓄積されたデータをもとに、基準値算定の前提となる条件設定の妥当性を、安全性の観点のみならず合理性の観点も踏まえて検証するとともに、わかりやすく正確な情報発信を行うこと。その上で、山の恵みを取り戻したいという地域の切実な声に寄り添って、流通前の野生のきのこ、山菜、ジビエ等の食品も含めた放射性物質の摂取量推定を行うとともに、これらの食品について特別の区分の基準を設けて対応することを検討すること。また、科学的な根拠に基づき、検査をして安全性を担保された自家消費食品の摂取制限を見直すこと。県全体の食の安全・安心を下支えするとともに、そうした摂取制限の見直し等を進めるため、検査機器の整備等を進めること。

○　日本産食品等に対する輸入規制の撤廃に向けて、引き続き首脳・閣僚会談等あらゆる機会を捉え、取りうるあらゆる手段を通じ、相手国等に応じた戦略を立て、科学的根拠に基づく正確な情報発信をすることにより、政府一丸となって迅速かつ粘り強く実施していくこと。

○　福島県農林水産業復興創生事業などを通じて福島県産農林水産物への風評払拭に向けた取組みが進んできている中、全国平均との価格差が震災前のポジションに戻らないまま固定化されている品目が未だに存在している。これまでの福島県産農産物等流通実態調査による分析をもとに、例えば消費者が自身の購入姿勢を比較的「前向き」に評価しているものの、流通事業者等による消費者の購入姿勢は概ね「中立的」と評価されており、認識に齟齬が見られるといった調査の結果から明らかになった事項も効果的に活用しながら、特に流通事業者や外食産業に訴求する、新たな販路開拓・棚の回復も含め、「食」の復興に向けた取組みを進めていくこと。

また、引き続き、同調査の中で、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因について、国が産地・流通・消費の各段階の幅広い関係事業者等に対してヒアリングを実施することなどを通じて直接把握するとともに、当該調査の結果に基づき流通事業者等に対して適切に指導、助言を行い、事業者に適切な行動を促すなど必要な措置を講じること。

加えて、同調査を通じて把握した実態を踏まえ、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けた取組みをさらに効果的に推進するため、福島県農林水産物の流通段階での産地競争力を一層強化するとともに、風評払拭に重要な役割を果たすリスクコミュニケーションを推進する観点から、福島県農林水産業復興創生事業について、発展的かつ、より強力に進めること。

○　将来にわたって風評影響を最大限抑制していくため、科学的根拠に基づいたわかりやすい情報発信を一層強化すること。特に、改訂された放射線

副読本等の活用や、SNS でのプッシュ型広告の活用など、子どもや若い世代への教育・啓発を進めること。

Ⅱ．地震・津波被災地域および共通の課題

地震・津波被災地域においては、復興事業はおおむね完了に向かっている中で、全国と同様に、人口減少や高齢化といった課題に直面している。千年に一度ともいわれる大震災により大きな被害を受けたこの地域だけに、こうした課題は顕著に現れている。こうした現状を踏まえて、国および被災自治体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要がある。また、米国の関税措置が自動車や農林水産業などに与える影響を注視し、復興施策に限らず、なりわいの継続、産業の支援に万全を期す必要がある。

○　地震・津波被災地域においては、第２期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、残る期間全力で取り組んでいく必要がある。一方で、心のケア等の長期的視野に基づき取り組む施策の実施にあたっては、地方自治体等の状況を丁寧に把握し、地元自治体や関係機関にノウハウを共有すること。これらのため、地方創生を含め政府全体の施策の活用などが実施できるような体制を復興庁内に構築すること。

○　土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、第２期復興・創生期間においてこれまでのノウハウを被災自治体に継承していくとともに、期間後も事例の紹介や助言等などの必要なサポートを行うこと。

○　今後も被災地の状況を注視し、災害援護資金については必要に応じて制度の柔軟な運用等の対応を引き続き行うこと。また、グループ補助金につ

いては、関連する貸付制度の返済猶予の相談があった場合の柔軟な対応や経営課題への相談等の支援が隅々まで行き届くよう徹底すること。

○　被災地沿岸部の地域経済を支える水産業については、復興に向けた努力の中で、ALPS 処理水の海洋放出の影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声があがっている。このため、漁業を継続できるよう、がんばる漁業・養殖業復興支援事業等による支援に取り組み、生産・加工・流通・消費の各段階における対策を行うことで、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図ること。

○　人口減少や高齢化などの課題に対して、移住者および交流・関係人口の拡大等に向けて地域の自主的な取組みを後押しするためにも、地方創生施策をはじめとする政府全体の施策の総合的な活用に向けて、関係府省庁で連携すること。

○　福島をはじめ東北地方には素晴らしい自然、文化、食などが揃っており、こうした魅力的な資源を活用して観光の取組みを進め、地域の活性化を図ることが重要である。政府全体の施策も活用して、広域的な視点で交通アクセスや滞在コンテンツの充実を検討し、インバウンドを含め国内外からの誘客に取り組むこと。

○　復興事業によるインフラ整備は、被災地の復興の進展に大きな役割を果たした。一方で、地元自治体が今後インフラの維持管理・修繕等を担っていくことも踏まえ、それぞれの地域の将来を見据えたものとしていくことも必要である。こうしたインフラの維持管理・更新等を地域の実情を踏まえて計画的に行うよう、地元自治体によるアセットマネジメントの取組みにつなげていくこと。

○　今後の巨大地震に伴う最大クラスの津波への対策については、復興事業により整備された海岸堤防等に加え、東日本大震災で得られた教訓を生かしつつ、住民の避難を軸とした対策を関係府省庁が連携して推進する必要がある。

大規模災害からの復旧・復興に東日本大震災からの復興に係る知見が活用できるよう、オーラルヒストリーを収集し、とりまとめ、広く共有すること。また、各地の震災遺構や伝承施設、追悼・祈念施設等とも連携し、震災の記憶と教訓を後世へ継承していくこと。

むすび

次期復興・創生期間が終わりを迎える頃は、震災後 20 年を迎える。風化させることなく、地震や津波に加え、原子力事故との複合災害という長期にわたる影響からの復興・再生に取り組むとともに、震災の記憶と教訓を後世に継承しなければならない。

被災地域の皆さんの歩みは、言葉では語り尽くせない現実と向き合ってきた日々の積み重ねであり、その一つひとつが地域の未来を少しずつ形づくってきた。私たちはその重みを真摯に受け止め、政府・与党として復興を最後まで責任を持って完遂していかなければならない。

震災によって大きく傷ついた土地だからこそ、そこで芽吹く希望の一歩は、深く、そして確かなものとなる。福島の歩みは、日本全体に未来への希望を灯し、次の世代に誇れる新しい時代の礎となるはずである。

そのために、今、私たちが取り組むべき課題は明確である。

まず、帰還の意向を持つ住民の皆さんの帰還を着実に進め、暮らしやすさを取り戻すとともに、移住者や関係人口と一体となった新たな地域の賑わいを生み出すことが求められる。

また、事業の再建や福島イノベーション・コースト構想の更なる具現化等による新たな産業の創出、農林水産業の再建、風評の払拭を一段と加速し、持続可能な地域経済の構築につなげていく必要がある。さらに、福島国際研究教育機構（F-REI）が世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となり、福

島が未来の科学技術力・産業競争力の強化を牽引する拠点として飛躍する基盤を築いていかなければならない。

そして、廃炉の着実な進展や除去土壌等の最終処分についても、政府が責任を持って取り組み、その実現に向けた道筋を明確にしていく必要がある。

これらの取組みが着実に進むよう、必要な予算措置についても国が責任をもって対応していくことが不可欠である。政策と財源の両輪で、復興と創生の道筋を力強く支えていく。

被災地の復興と創生への挑戦は、単に震災前の状況に戻すのではなく、新しい国の未来に向けた「投資」であり、これを着実に進めることこそが政治の責任である。政府・与党として、こうした動きを確かな成果につなげ、被災地が未来を担う拠点として世界に輝くよう、引き続き全力で後押ししていく。